

国民健康保険資格確認書などの一斉更新について

問 国保年金課国保年金係 ☎95-9891

7月31日(金)をもって、国民健康保険資格確認書又は70歳以上の人の資格情報のお知らせが有効期限を迎えます。6月末時点でのマイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）の有無により、以下の書類を交付します。

	交付するもの	医療機関への提示	有効期間
マイナ保険証 有り	資格情報のお知らせ	マイナ保険証を提示 ※カードリーダーが使えない医療機関を受診するときにマイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示	70歳未満の人の有効期限はありません。 70歳以上の人の有効期限は原則、2027年7月31日(土)までの1年間。
マイナ保険証 無し	資格確認書	資格確認書を提示	原則、2027年7月31日(土)までの1年間

※資格情報のお知らせについては、既に送付されている70歳未満の人には記載内容に変更がない限り、今回の一斉更新時には送付しません。

▼資格確認書などの郵送方法について

- ・資格確認書は、7月中旬から下旬に簡易書留で自宅に郵送します。不在で受け取れなかった場合は、碧南郵便局に再配達希望の連絡をするか、碧南郵便局で受け取ってください。8月3日(月)以降は市役所で保管しているので、本人確認書類を持参し、受け取りに来てください。
- ・資格情報のお知らせは、7月中旬から下旬に普通郵便で自宅に郵送します。なお、同じ世帯の中で、マイナ保険証を持っている人と持っていない人が混在する場合、資格情報のお知らせと資格確認書を別々で郵送します。

▼有効期限が切れた資格確認書などについて

有効期間の過ぎた資格確認書や資格情報のお知らせは各自で適切に裁断の上、廃棄してください。

国民健康保険税 税率・税額、課税限度額及び減額判定所得基準の変更

問 国保年金課国保年金係 ☎95-9891

市では、医療費増加などによる財源不足に対応するため、また国の制度改正に合わせ、令和8年度の税率・税額、課税限度額及び減額判定所得基準を変更します。

	区分	改正後	改正前
医療分	所得割算定税率	8.17%	7.60%
	被保険者均等割額 (未就学児分)	34,800円 (17,400円)	32,200円 (16,100円)
	世帯別平等割額	22,300円	21,200円
	課税限度額	67万円	66万円
後期分	所得割算定税率	2.84%	2.70%
	被保険者均等割額 (未就学児分)	12,000円 (6,000円)	11,800円 (5,900円)
	世帯別平等割額	7,700円	7,600円
	課税限度額	26万円	
介護分	所得割算定税率	2.48%	2.20%
	被保険者均等割額	12,400円	11,300円
	世帯別平等割額	6,100円	5,900円
	課税限度額	17万円	

	区分	改正後	改正前
子ども・子育て支援	所得割算定税率	0.29%	—
	被保険者均等割額 ※18歳以上のみ	1,300円	—
	世帯別平等割額	700円	—
	課税限度額	3万円	

	区分	減額判定所得基準
5割減額対象世帯	改正後	43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(31万×世帯の被保険者等数)
	改正前	43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(30万5,000円×世帯の被保険者等数)
2割減額対象世帯	改正後	43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(57万×世帯の被保険者等数)
	改正前	43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(56万×世帯の被保険者等数)